

第五回國會 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十二号

（三三七）

昭和二十四年五月六日（金曜日）

午後二時五十九分開議

出席委員

委員長 小野瀬忠兵衛君

理事 新八君 理事 多田 勇君

理事 森山 欽司君 理事 高田 富之君

理事 金光 義邦君

足立 篤郎君 池見 茂隆君

中村 清君 中村 純一君

永井 英修君 福井 勇君

細田 榮藏君 勝間田清一君

高橋清治郎君 横田甚太郎君

田中不破三君

出席政府委員

公正取引委員長 中山喜久松君

公正取引委員長 横田 正俊君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

公正取引委員長 黄田多喜夫君

融資順位引上の請願（大野伴睦君外二名紹介）（第七一九号）

綿、人絹力機復元資金融資に関する請願（阿左美廣治君外五名紹介）（第七二八号）

五月四日

非鉄金属の價格改訂に関する請願（米原親君紹介）（第九四二号）

砂利、砂、碎石等統制撤廃の請願（橋本龍伍君外一名紹介）（第九四三号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三四号）

○小野瀬委員長 たいまより會議を開きます。

内閣提出第一三四号、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員中山喜久松君より提案理由の説明を聴取いたします。政府委員中山喜久松君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第二條第二項を次のように改める。

この法律において競争とは、二以上の事業者がその國內における通常の事業活動の範圍内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行為を、又はすることができる状態は含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條 事業者は、外國の事業者と第四條第一項各号の一に掲げる事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國內の事業者と貿易について同條同項各号の一に掲げる事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争に対する当該協定又は契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外國の事業者と國際的協定若しくは國際的契約（前項の規定に該當する協定若しくは契約を含む。）をし、又は國內の事業者と貿易についての協定若しくは契約（前項の規定に該當する協定若しくは契約を含む。）をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添付して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

前項の規定は、一回限りの取引（目的物の授受の期間が一年を超えるものを除く。）に関する協定又は契約及び取引上の代理権を與えることのみを内容とする協定又は契約（相手方の事業活動を拘束する條件を含むものを除く。）には、これを適用しない。

第七條 第三條、第四條第一項、第五條又は前條第一項若しくは第三項の規定に違反する行為があるとときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條から第十六條までを次のように改める。

第九條 持株会社は、これを設立し

ではならない。

会社（外國会社を含む。）は、國內において持株会社となつてはならない。

前二項において持株会社とは、國內の他の会社の株式（社員持分を含む。以下同じ。）を所有することによりその会社の事業活動を支配することを目的として、株式を所有することを主たる事業とする会社をいう。

前項の持株会社でない会社であつて、國內の他の会社の株式を所有することの主たる事業とするもの（外國会社を含む。）が、その会社の株式を所有することによりその会社の事業活動に著しい影響を與えた場合においては、第二項の適用については、これを持株会社とみなす。

第十條 会社（外國会社を含む。）は、直接たると間接たるとを問はず、國內の一又は二以上の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不正な競争方法により、國內の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、信託業、保險業）

市町村の土木事業に対する産業資金

同月三十日

式君紹介（第七〇一號）

映画入場料金統制撤廃の請願（竹尾

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

紙の統制方式及び公定價格撤廃に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第六七三號）

業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）は、自己と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

前項の規定の適用については、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）以下本項において親会社という。）とその子会社との間には競争関係があるものと解してはならない。（第十三條及び第十四條第二項若しくは第三項の規定の適用についても同じ。）この場合において子会社とは、左の各号のすべてに該当する國內の会社をいう。

一 事業活動に必要な原材料、半製品、部分品、副産物、廃物等の物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給を受け、又は事業活動に必要な特許發明若しくは実用新案を利用することに関し、親会社と当該事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係にあることにより当該親会社に從屬している会社

二 親会社に株式の相当部分が所有されており、又は所有されることとなる会社

三 親会社により株式を取得される際又はその直前において、当該親会社と國內において競争していない会社

金融業以外の事業を営む國內の会社であつて、その總資産（最終の貸借対照表により、且つ、未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除いたもの

とする。以下同じ。）が五百万円を超えるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、國內の他の会社の株式又は社債を所有する場合（株式又は社債の所有証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書をそれぞれ三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならぬ。

第十一條 金融業を営む会社（外國会社を含む。）は、自己と國內において競争関係にある同種の金融業を営む國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業を営む会社（外國会社を含む。）は、國內の他の会社の株式總数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

二 証券業以外の金融業を営む会社が買出のための引受によつて株式を取得し、又は所有する場合

三 委託者を受託者とする有價証券

券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

第二項の規定は、金融業を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國內の他の会社の株式を取得する場合に、これを適用しない。

第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならぬ。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

第十二條 削除

第十三條 会社（外國会社を含む。）の役員又は従業員（繼續して会社の業務に従事する者であつて役員以外の者をいう。）は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式の地位を兼ねてはならない。

第十四條 会社（外國会社を含む。）以外の者は、直接たると間接たるとを問はず、國內の一又は二以上の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社の間の競争を実質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不公正な競争方

法により國內の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む。）以外の者は、國內において相互に競争関係にある二以上の國內の会社の株式を所有する場合において、いずれか一の会社の株式をその總数の百分の十を超えて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、これらの株式に関する報告書をその所有することとなつた日から三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

会社（外國会社を含む。）の役員は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む。）の役員は、その就任の際、就任する会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式を所有している場合においては、その就任の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、これを所有することができぬ。

公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、申請により、すみやかに処分することを條件として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、申請をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを三十日の期間に算入しない。

第十五條 國內の会社は、左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

三 当該合併が不正な競争方法によるものである場合

國內の会社は、合併しようとする場合において、そのいずれかの会社の總資産が五百万円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

國內の会社は、前項の規定の適用を受ける場合を除くの外、合併をした場合には、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該合併をした日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十六條 前條の規定は、会社（外國会社を含む。）以下本條において同じ。）が左の各号に掲げる行為をする場合に、これを適用する。但し、外國会社が左の各号に掲げる行為をする場合には、本條において準用する前條第三項の規定にかかわらず、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

一 他の会社の國內における營業の全部又は重要部分の譲受

二 他の会社の國內における營業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受

三 他の会社の國內における營業

の全部又は重要部分の貸借
四 他の会社の國內における營業の全部又は重要部分についての經營の受任
五 他の会社と國內における營業上の損益全部を共通にする契約の締結

第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業若しくは、届出、報告書の提出若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項若しくは第三項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該違反行為者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員若しくは他のこれらに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

前二項に規定する排除措置は、第八章第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならぬ。この場合において、前項の規定の適用については第八章第二節

の規定中事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行為又は当該違反行為者と読み替へるものとする。

第十八條中「第十五條第二項」を「第十五條第二項」に改める。

第二十六條第一項中「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第三十五條第四項中「犯罪」を「事件」に改める。

第四十八條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、事業者が第九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認め、公正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十一條の次に一條を加える。

第五十一條の二 公正取引委員会は、審判開始決定をした後、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、公正取引委員会規則の定めるところにより、その後の審

判手続（審決を除く。）の一部を行わせることができる。

第五十二條第一項中「第八條第一項」の次に「第十七條の二」を加える。

第五十三條の次に次の二條を加える。

第五十三條の二 刑事訴訟法第四百三十三條から第四百四十七條まで、第四百四十九條、第五百四十四條から第五百五十六條まで、第六百六十五條及び第六百六十六條の規定は、公正取引委員会が、審判に際して、参考人を審判し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。但し、第五百五十四條を準用する場合は、委員が出席する場合に限るものとする。

前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審判」と、「被告人」とあるのは「事業者」とそれぞれ読み替へるものとする。

第五十三條の三 公正取引委員会は、審判開始決定をした後、事業者が、審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、公正取引委員会に対し、その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書を以て申し出て、且つ、当該違反行為又は不当な事業能力の較差を排除するために自ら採るべき具体的措置に関する計画書を提出した場合において、適当と認めたときは、その後の審判手続を経ないで当該計画書記載の具体的措置と同趣旨の審決をすることができ、第五十四條を次のように改める。

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を経た後、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

第二項、第十條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項若しくは第三項、第十五條第一項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、若しくは第十七條の規定に違反する疑のある場合における当該行為、議決権の行使又は会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いていると認める行為についても、同様とする。

第六十九條中「公正取引委員会に対し、」の次に「審判開始決定後、」を加え、「正本、」を削る。

第七十六條中「規則」を「公正取引委員会規則」に改める。

第八十五條第三号中「第八十九條及び第九十條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改める。

第八十九條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十條中「三万円」を「三十万円」に、「第四十八條第三項」又は「第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第九十一條を次のように改める。

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立し、又は同條第二項の規定に違反して会社を持株会社とした者

二 第十條第一項前段又は同條第二項の規定に違反して株式又は

社債を取得し、又は所有した者

三 第十一條第一項若しくは同條

第二項の規定に違反して株式を

取得し、若しくは所有し、又は

同條第五項の規定に違反して株

式を所有した者

四 第十三條の規定に違反して役

員の地位を兼ねた者

五 第十四條第一項前段又は同條

第三項の規定に違反して株式又

は社債を取得し、又は所有した

者

六 第十六條において準用する第

十五條第二項又は第十六條但書

の規定に違反して第十六條各号

の一に該当する行為をした者

七 第十七條の規定に違反した者

第九十一條の二 左の各号の一に該

当する者は、これを二十万円以下

の罰金に処する。

一 第六條第三項の規定に違反し

て届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

二 第十條第四項の規定に違反し

て報告書を提出せず、又は虚偽

の報告書を提出した者

三 第十四條第二項の規定に違反

して報告書を提出せず、又は虚

偽の報告書を提出した者

四 第十五條第三項の規定（第十

六條において準用する場合を含

む。）に違反して届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

第九十二條中「前三條」を「第八

十條から第九十一條まで」に改め、

同條の次に次の一條を加える。

第九十二條の二 第五十三條の二の

規定により宣誓した参考人又は鑑

ときは、三月以上十年以下の懲役

に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手

続終了前であつて、且つ、犯罪の

発覚する前に自白したときは、そ

の刑を減輕又は免除することがで

きる。

第九十三條中「五千元を五万円」

に改める。

第九十四條中「千円を一万円」に

改める。

第九十四條の次に次の一條を加え

る。

第九十四條の二 左の各号の一に該

当する者は、これを五千元以下の

罰金に処する。

一 第四十條の規定による公正取

引委員会の処分違反して出頭

せず、報告、情報若しくは資料

を提出せず、又は虚偽の報告、

情報若しくは資料を提出した者

二 第四十六條第一項第一号又は

同條第二項の規定による事件関

係人又は参考人に対する処分に

違反して出頭せず、陳述をせ

ず、虚偽の陳述をし、又は報告

をせず、若しくは虚偽の報告を

した者

三 第四十六條第一項第二号又は

同條第二項の規定による鑑定人

に対する処分に違反して出頭せ

ず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑

定をした者

四 第四十六條第一項第三号又は

同條第二項の規定による物件の

所持者に対する処分に違反して

物件を提出しない者

第六号から第八号までを「第九十一條

第一号から第三号まで、若しくは第

五号から第七号まで、第九十一條の

二」に改め、同條に次の二項を加え

る。

法人でない団体の代表者、管理

人、代理人、使用人その他の従業

者がその団体の業務又は財産に関

して、第八十九條、第九十條、第

九十一條第一号若しくは第五号又

は第九十一條の二第一号若しくは

第三号の違反行為をしたときは、

行為者を罰する外、その団体に對

しても、各本條の罰金刑を科す

る。

前項の場合においては、代表者

又は管理人が、その訴訟行為につ

きその団体を代表する外、法人を

被告とする場合の刑事訴訟に關す

る法律の規定を準用する。

第九十六條第一項中「第八十九條

及び第九十條」を「第八十九條から第

九十一條まで」に改める。

第九十七條中「第四十八條第三項

又は第五十四條」を「第四十八條第三

項、第五十三條の三又は第五十四條

」に改める。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除

第一百條に次の二項を加える。

第十一條第二項の規定は、金融

業を営む会社が企業再建整備法の

規定による決定整備計画に基いて

金融業を営む國內の他の会社の株

式を取得し、又は所有する場合に

は、これを適用しない。

第十一條第五項の規定は、前項

附則 第一條 この法律は、公布の日から

施行する。

第二條 この法律施行の際、金融業

以外の事業を営む会社（外國会社

を含む。）が第十條第二項の改正規

定に反して所有する國內の他の会

社の株式又は社債の処置について

は、政令で定める。

金融業以外の事業を営む國內の

会社であつてその総資産が五百万

円をこえるもの又は金融業以外の

事業を営む外國会社は、昭和二十

四年四月一日現在において國內の

他の会社の株式又は社債を所有し

ている場合（株式又は社債の有價

証券信託において、自己を受益者

とする場合を含む。）但し、株式に

ついては、自己が議決権を行使す

る場合に限る。）には、第十條第四

項の改正規定にかかわらず、同日

現在においてその所有し、又は信

託をしている株式又は社債に關す

る報告書を公正取引委員会規則で

定める日までに、公正取引委員会

に提出しなければならない。

第三條 この法律施行の際、第十四

條の改正規定は反して所有されて

いる株式の処置については、政令

で定める。

第四條 附則第二條第一項又は前條

の規定に基く政令には、一年以下

の懲役又は五万円以下の罰金の範

圍内で罰則の規定を設けることが

できる。

第五條 附則第二條第二項の規定に

違反して報告書を提出せず、又は

虚偽の報告書を提出した者は、二

第六條 法人の代表者又は法人の代

理人、使用人その他の従業者が、

その法人の業務に關して、前條の

違反行為をしたときは、行為者を

罰する外、その法人に對しても、

同條の罰金刑を科する。

第七條 この法律施行前に公訴の提

起のあつた事件の管轄は、第八十

五條第三号の改正規定施行後も、

なお改正前の規定による。

第八條 この法律施行前にした行為

に對する罰則の適用については、

なお従前の例による。

○中山（政府委員） ただいま上程せ

られました私的独占禁止法改正法案に

つきまして、その提案の理由を説明い

たします。

私的独占禁止法が制定公布せられま

してから約二箇年経過いたしました。

公正取引委員会はもつぱら本法の施行

運用に當つて参つたのでありますが、

この間におきまして、本法中若干の諸

規定で、日本経済の実態に不適当なも

のあることが認められたのでありま

す。ことに日本経済の再建自立のため

に欠くべからざる外資の導入、並びに

再建整備法に基づき証券消化等の問題

に關連いたしました、特に現行法の第

六條の外國事業者との間の國際契約に

關する認可制及び、現行法第十條の會

社の株式保有を原則的に禁止する規定

とが問題となつたのであります。従い

まして、本法の法益といたしまする公

正かつ自由な競争を阻害いたしません

限り、これらの規定を緩和いたしまし

て、外資導入、証券消化等の障害を除

去する必要が生じたのであります。な

第一号から第四号まで、若しくは第

施行いたしました。一箇年半の実施の経験にかんがみまして、第四章の予防規定並びに第八章の手續規定のうち不適当なもの、または條文の字句表現その他について検討を加えましたところ、これらの諸規定を適当に調整することが必要となつたのであります。

次に本改正法案のおもなる要点を申し上げますと、次の三点に要約されるのであります。すなわちまず第一に独禁法の法益を阻害しない限り、現行法第十條及び第十三條のごとく、会社の大小、業種のいかんを問はず、会社の持株を原則的に禁止したり、一定数以上の役員兼任を機械的に禁止したりするような会社法的な規定を、できるだけ削除しようとしたこととあります。

第二には現行法中には第六條または第十條以下の第四章の規定のごとく國際契約、会社の株式取得、個人の株式取得、会社の合併、營業譲受け等につきまして、嚴重な認可申請を要する事項がきわめて多いのであります。しかしながらこのような認可制は、敏速を要する經濟界の事情に沿わない点もありますので、これらをできるだけ削除いたしました。特に必要なものについてだけ、有効かつ適切な事後届出制に改めようとしたのであります。

第三は本法の條文のうち隨處に用いられている「競争」という字句の定義につきましては、現行法では單に第二條第二項で「潜在的競争を含む」とあるのみで、その意味は必ずしも明瞭ではなく、ことに第四章中の役員兼任、株式取得に関する制限規定の適用につきましては、判断に苦しむ向きが少なくないものであります。また私的独占禁止法の規定が外國会社、外國事業業者等に

適用があるかどうかにつきまして、日本の法域内にある限り内外無差別の原則によるべきことは當然であります。が、一部において若干の疑義が生じておつたのであります。従いまして、これらの競争の定義をできるだけ明瞭にするにとともに、外國会社についても本法の法域内にある限り適用がある旨を、明らかにする必要があるものであります。以上がこの改正法案を提出するに至つた理由ならびに趣旨であります。

次にこの改正法案の内容につきまして少しく御説明をいたします。まず第一に第二條第二項を改正いたしました。ある程度詳細な競争の定義を新たに設けました。もちろん法文の上での定義でありますので、抽象的な表現となるのはやむを得ないのであります。が、現行法より見れば、これよりは判断の基準が相当明らかにされておるのであります。すなわち本法で言う競争は、まず二以上の事業者がともに國內で生産販賣等なんらかの事業活動を営んでおり、しかも一時的偶発的ではなく、普通の状態である現時的競争であること、または現在このような現実の競争がなくとも、施設方法等に簡單な変更を加えれば、同一の顧客を争い得るといふような場合の競争であることが明記されております。また本法で言う競争には賣手間の競争のみならず、買手間の競争をも含めていたことも規定してあります。但し第四章の予防規定におきましては、買手間の競争制限だけを取上げて問題といたさないこととなつております。従いまして買手独占や買入價格協定は第三條、第四條違反として禁止される場合もありません。

が、單に原材料などの購入の面でだけ競争関係があつても、販賣の面で競争がなければ、株式保有や役員兼任は必ずしも禁止されないものであります。第六條におきましては、まず國際契約、貿易協定の許可制を事後届出制に改めることといたしました。また第一項第二号が削除されて、科学技術に関する知識情報の交換を制限するような契約でも、第四條各号に該当するような契約でなければさしつかえないこととなりました。従来の嚴重な認可制が届出制に改められたことによりまして、外資導入、國際契約等に対する制約は、實際には相当緩和せられることとなつたのであります。第九條におきましては、第十條の大幅な緩和に伴いまして、既存の会社が持株会社となり得る場合が生じて参りますので、持株会社の設立のみならず、その機能をも禁止するよう改められました。

第十條におきましては、会社の株式保有を原則的に禁止する従来の規定を廃止して、特に競争制限の危険のある場合に限り、これを禁止することとしたし、原則的には廣く一般会社の株式保有を認めることと相なつたのであります。

なお会社が自己と競争関係にある他会社の株式を取得所有することは、一切禁止されておりますが、だとい第二條第三項の競争の抽象的基準に該当するようない不安のある場合でも、これらの不安を除くために、親会社から經濟上の利益の供給を受けなければ、子会社の事業活動に重大な支障を來すといふような場合は、同会社間に競争関係がないという規定が設けられております。さらにまた従来の金融業以外の会

社の株式取得の認可制は、一年二回の定期的な届出報告に改めております。なお總資産五百万円以下の会社は、これらの届出義務もないこととなつております。

第十二條におきましては、会社の社債取得の百分の二十五の制限、並びに第十三條におきましては役員兼任の四分の一または一人で三つの制限の規定は、すべて削除されることとなりました。これらの規定は会社の大小にかかわらず、すべて一定の数字で機械的に制限することは實態に即しておらず、不適当であると認められたからであります。従いまして競争関係にある会社相互間でない限り、役員兼任は自由となつたのであります。第十五條の会社の合併、第十六條の營業の譲受け等に関する規定におきましては、總資産五百万円以下の会社について、従来の認可制を届出制に改めております。

以上第四章の予防規定が全面的に緩和されまるとともに、機械的な制限がすべて削除されましたために、これらの規定の違反であるか否かが、判然としなない場合の多いことが予想されるのであります。従いましてこのようない場合、これらの規定違反に対して、排除措置なしにただちに罰則を適用することはきわめて不適当でありますので、特に必要な排除措置または届出命令の規定を設けることといたしました。

第八章第二節の手續規定につきましては、公正取引委員會の一年半にわたる事件処理の事情にかんがひ、第五十三條の二として、公正取引委員會審判廷における宣誓の規定、第五十三條の

三として、被害側が違反を認めた場合の合意審決の規定を、新たに設けることといたしました。

第八十九條以下第十章の罰則につきましては、他の法令の例にならひ、昭和二十二年四月制定当時の罰金額を、それより十倍に引上げることといたしました。その他の諸規定も若干改正されておりますが、これらはすべて條文整理に基づく改正であります。

以上本改正法案の目的及び要旨について、御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○多田委員 たいだいま議題になつております法案は、本日は提案理由の説明を聞く程度にして、質疑は次会に延期されんことを望みます。

○小野瀬委員長 多田委員の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認めまして、本日は提案理由の説明を聞くにとどめて、本案に対する質疑は次会の委員会に譲ることといたします。

○小野瀬委員長 なお過日過度經濟力集中排除法の適用除外に關しまして、持株整理委員會委員長より事情を聴取し、また会社側、労働側の両者を参考人としたしまして意見を聴取したのであります。本問題に關する委員會の態度を決定する要がありますので、過度經濟力集中排除法適用の除外に關する小委員會を設置して、本問題に關する審議をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○森（國）委員 委員長東芝の問題は一

五

〔343〕

て、その小委員会をつくる時期は大休今の請願の出たときでもつくつていただくことにして、その前に各党が準備される期間を十分とつていただいで、そのときに小委員会をつくるということに一應構想をおきめ願つて、一應時期は委員長におまかせするということに御了承願えませんか。そうすればそのときにまた十分でなかつたら、あるいは十分結論に達しておるようだったならば、またそこで設けないことはあらためて考え直したかどうかと思ひます。今のところはそういうことにしておいたかどうかでしようか。

○小野瀬委員長 いつも政治性がないのでこの委員長まことに何でございませうか……

○中村委員 まず勝間田君の言われる通りの事情ですから、今小委員会をこしらへるということをきめないうで、調査した上できめたらどうですか。小委員会をつくるかどうか、今そういう前提のもとに調査するということは、かえつて勝間田さんの言われた前提から言つても、必要ないのじやないかと思ひます。

○多田委員 私が申し上げましたのは、要するにこの問題が正式な議題として供された問題でなしに、参考意見を聞くという程度で事情を聞かれたことだろつと思ひます。そこで正式な議題に供される一つの前提条件として、委員会として小委員会を設ける場合には、一つの国会法に基く小委員会をつくる以上は、やはり正式な議題に供されるという前提条件が必要になつて来ると思ひます。そこで正式に請願書が議題に供された後において、小委員

会の問題を議論するというもので、その小委員会をつくるというものを前提にするというものでなしに、請願書が正式に議題に供された後において、小委員会の問題と議論するというものでひとつ……

○勝間田委員 ではその場合に正式な議題に供するということとひとつ御賛成願ひます。

○小野瀬委員長 多田委員にお答えいたしますが、本問題はこの前に各関係当事者と呼んで意見を聴取したときに、すでに正式に議題となつておるのでございませう。それでただいまはこれを取上げるとか、取上げないとかは問題でなく、委員会として本議題をいかに取扱うかが問題なのであります。

○多田委員 どうもくつになりませうが、正式な議題になつておるといふお話ですが、委員会は議長から付託された議案について審議するといふことが原則だと思ひます。正式の議題に供されるということは、どういふところから正式の議題になつておるか、この点をひとつ……

○小野瀬委員長 議長から付託された議案以外に、こちらで國政に関する調査をするといふことも委員会としてできるわけございまして、これを取扱うことは別にさしつかえございませうが、むしろ私野党側の御意見にも同調し、あるいは御党側の御意見もひとつもだといふことを申し上げて、非常にあいまいのようございませうが、承つてみればどちらにもつともな御意見がございませうので、実はさうなことを申し上げておつたのでございませうが、実際問題としていかがございませう。

しよう。むしろただいまの請願がこちらにまわつて来たときに、それを付議する時期に至つて初めてこれを取上げまして、そうして時間を長くお與えして十分全員で審議する方が、かえつてよろしいのではないでしようか。ですから議案の順序も変更しまして、最後にそれを待つて行つて審議する。その前に皆さんが十分の調査をしておれば、割合に比較的短い時間でも討議ができることと私は思ひます。それで皆さんのお考えが実現できればよろしいのではないかと思ひます。

○勝間田委員 委員長はたいへん公平ぶりを發揮しておるようですが、そのかわり焦点が非常に鈍つて来たように思ひます。十分皆さんが審議されることは非常によろしいと思ひます。この問題は非常に大きいことだし、今後いわゆる集中排除法の扱いについても、かなりよい事例を残すことになると思ひます。そういう意味でこの委員会がやはり相当眞剣に扱うといふことは、これは私は當然なことだと思ひます。それでありますから、請願が来たときを時期に、小委員会を設けるか設けないかといふことをあらためて提案することにいたしました。いずれにしましてもここでは各党がそれ／＼十分調査するといふことだけで結論をつけていただきたい。現在小委員会を設ける必要がないだらうか、あるのだらうかといふことを、これ以上議論をしないようにしていただきたいと思ひます。

○小野瀬委員長 非常に御親切な御意見でございまして、ただいま各委員の方からも異議はないというお話でございませうから、ぜひ勝間田委員からの御

発言のように取扱いたいと思ひますから、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

なお福井委員の私に對します御尋ねでございませうが、審査委員会の方でお取上げになるのが適当か不適当か、これは審査委員会の方の問題でございませうので、私の方では適不適は申し上げられませうし、またただいまのような皆さんの御同意を得た上は、十分なる各般の調査が済んだ後に、この委員会は全員おそろいの上で審議することにしたいと思ひますから、ひとつさよう御了承願ひたいと思ひます。

○勝間田委員 ついては請願が至急こちらにまわつて来るように、委員長においてひとつおとりはからひ願ひたいと思ひます。

○小野瀬委員長 すでに本委員会に付託されておるさうでありますから、近日常にまわつて来るだらうと思ひます。

○福井委員 今のお答えで私満足であります。なお私個人としての意見であります。委員長は非常に公平ぶりを發揮されて——私今まで発言せずに謙遜の美德を發揮して黙つておらうと思ひましたが、委員長は非常に公平ぶりについて御苦心を拂われておる。それが勝間田君あたりの大謀略に、だんだんとひとつかつかつて来ておるように思ひのであります。もつとど／＼遠慮なしにやられてかまわぬと思ひます。私的意見として申し上げます。

○勝間田委員 なお請願で扱つた方がよいか、あるいは現在、議題に供されてある過度の集中排除法の除外問題で、この審議をする方がよいかといふことについては、若干私は扱い方について

疑義がございませうので、後にひとつ理事会でその扱いをおきめ願ひたいと思ひます。

○小野瀬委員長 ほかに御発言ありませんか。——別に御発言がなければ、次会は九日午後一時から開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和二十四年六月四日印刷

昭和二十四年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局